

平成16年3月22日から平成16年4月21日まで

熊本県公告第268号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき平成15年10月27日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）八反田ショッピングセンター
熊本県熊本市八反田二丁目3519番地4 ほか
- 2 市町村意見の概要
なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成16年3月22日から平成16年4月21日まで

熊本県公告第269号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年9月29日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により宇土市から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ショッピングプラザ宇土
熊本県宇土市善導寺町字綾織103番地 ほか
- 2 市町村意見の概要
特になし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成16年3月22日から平成16年4月21日まで

熊本県公告第270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき平成15年9月29日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により小川町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成16年3月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
タイヤモンドシティ熊本南ショッピングセンターイーストランド
熊本県下益城郡小川町大字河江字江端121番1
- 2 市町村意見の概要
問題なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び宇城地域振興局振興調整室
平成16年3月22日から平成16年4月21日まで

熊本県公告第271号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定に基づき、松島町長松尾万二郎から松島地区（園部工区）の換地処分をした旨の届出があった。

平成16年3月22日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県教育委員会告示第10号

昭和39年5月9日熊本県教育委員会告示第43号（熊本県教科用図書採択地区）の一部を次のように改め、平成16年3月31日から適用する。

平成16年3月22日

熊本県教育委員会教育委員長 岡 畑 寛

熊本県教科用図書採択地区の表中

天草地区	本渡市、牛深市、天草郡	を
天草地区	本渡市、牛深市、上天草市、天草郡	に

改める。

熊本県障害者ケアマネジメント推進協議会公告第1号

熊本県障害者ケアマネジメント推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成16年3月22日

熊本県障害者ケアマネジメント推進協議会
会 長 小 原 守 雄

- 1 開催日時
平成16年3月29日（月）
午前10時00分から
- 2 開催場所
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁新館2階 多目的AV会議室
- 3 議題（予定）
 - (1) 市町村ケアマネジメント事業の実施結果について
 - (2) 圏域推進協議会からの報告事項について
 - (3) 平成16年度の取り組みについて
- 4 傍聴者の定員について
20人
- 5 傍聴手続について
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、係員の指示に従って、入室するものとする。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県障害者ケアマネジメント推進協議会事務局（熊本県健康福祉部精神保健福祉課
障害保健福祉企画班）
（電話 096-383-1111 内線 7150）

